[終了]6/11(木)埼労連第26回例会（講師：伊須弁護士）が開催されます

終了いたしました。ありがとうございました。

埼労連争議・法対委員会が開催する「第26回例会」にて、伊須慎一郎弁護士が講師を務めますので、ぜひご参加ください。

事前申込み不要・入場無料です。

皆様のご来場をお待ちしております。

◆　テーマ：労働委員会と裁判所の司法判断の実情

そして、労基法・労働時間法制について学ぶ

◆開催日時：平成２７年6月１１日（木）

開演：１８時３０分～

◆場所：さいたま共済会館５０４←クリックすると地図のご案内が出ます）

主催：埼労連争議・法対委員会（電話：０４８－８３８－０７７１）

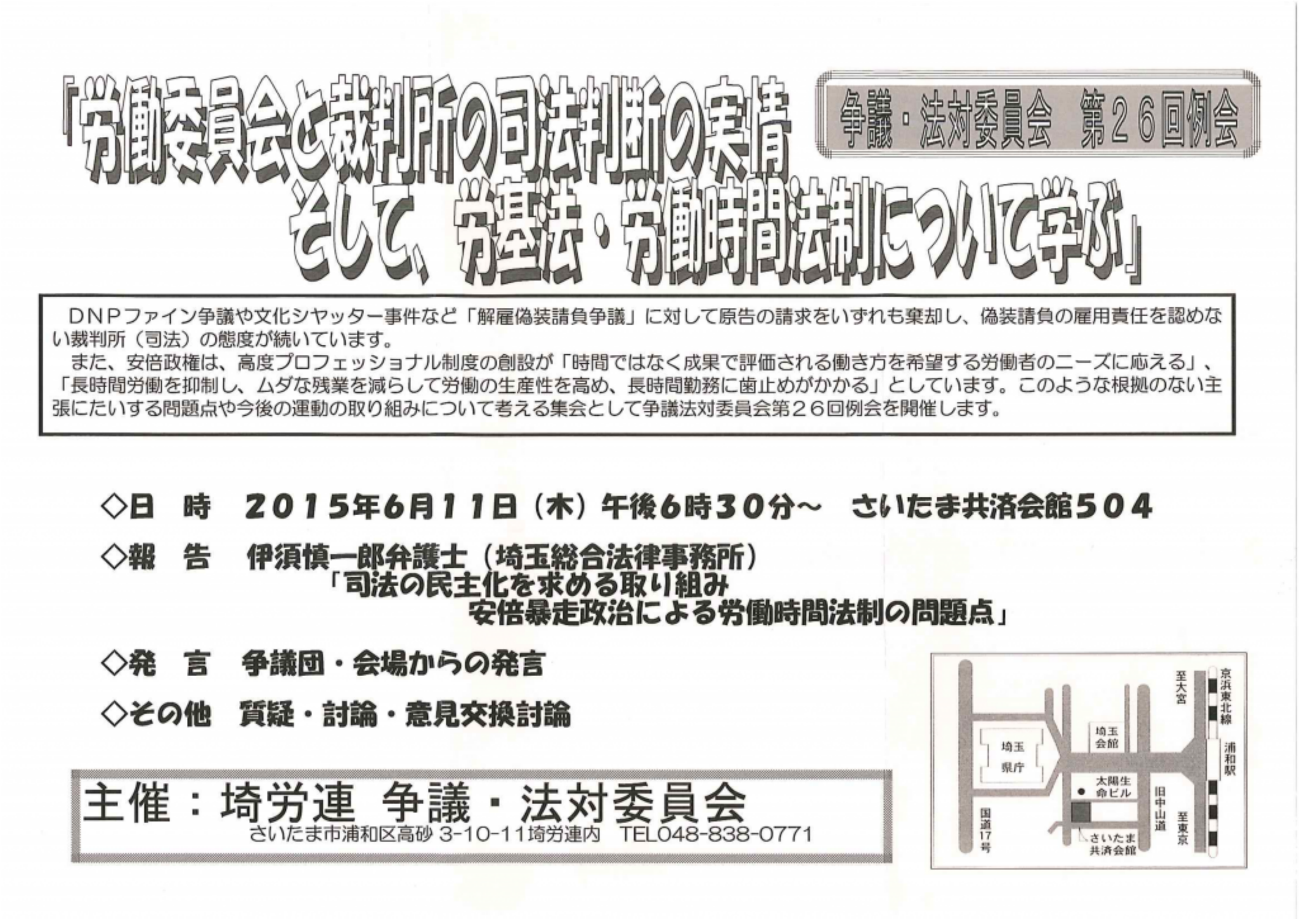

「労働委員会と裁判所の司法判断の実情
そして、労基法・労働時間法制について学ぶ」

争議・法対委員会　第２６回例会

DNPファイン争議や文化シヤッター事件など「解雇偽装請負争議」に対して原告の請求をいずれも棄却し、偽装請負の雇用責任を認めない裁判所（司法）の態度が続いています。
また、安倍政権は、高度プロフェッショナル制度の創設が「時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応える」、「長時間労働を抑制し、ムダな残業を減らして労働の生産性を高め、長時間勤務に歯止めがかかる」としています。このような根拠のない主張にたいする問題点や今後の運動の取り組みについて考える集会として争議法対委員会第２６回例会を開催します。

◇日　時　2015年6月11日（木）午後6時30分～　さいたま共済会館504

◇報　告　伊須慎一郎弁護士（埼玉総合法律事務所）
「司法の民主化を求める取り組み
安倍暴走政治による労働時間法制の問題点」

◇発　言　争議団・会場からの発言

◇その他　質疑・討論・意見交換討論

主催：埼労連　争議・法対委員会
さいたま市浦和区高砂 3-10-11埼労連内　TEL048-838-0771

[埼労連第26回例会・270611・PDF]

[終了]7/4(土)集会「“生活保護バッシング”を乗り越えてつくりだそう、真の福祉国家を！」

終了いたしました。ありがとうございました。

生活保護問題対策会議主催、公正な税制を求める市民連絡会後援企画です。

スウェーデン在住の訓覇法子先生が基調講演、パネルに参加されます。

所得再分配を強化し、社会保障を充実させるためには、「普遍主義」の考え方に学ぶ必要があります。是非、ご参加を！

「“生活保護バッシング”を乗り越えてつくりだそう、真の福祉国家を！」

日時：7月４日（土）１３時～（１２時３０分受付開始）

場所：司法連ホール（日本司法書士会連合会・地下１階）←クリックすると地図のご案内が出ます

申込不要・入場無料

【プログラム】

■特別報告「住宅扶助基準引き下げに現場でどう対抗するか」

講師：小久保哲郎（弁護士・当会議事務局長）

■基調講演「スウェーデンの福祉に見る普遍主義と社会権～誰でもいつでもどこでも」

講師：訓覇法子さん（日本福祉大学教授）

■パネルディスカッション「スウェーデンに何を学び、日本でどう活かすか」

コーディネーター：尾藤廣喜（弁護士・当会議代表幹事）

パネリスト

・辻清二さん（全国生活と健康を守る会連合会副会長）

・藤井克徳さん（日本障害者協議会（JD）代表）

・大塚敏夫さん（労働者福祉中央協議会（中央労福協）事務局長）

・訓覇法子さん

主催：生活保護問題対策全国会議

後援：公正な税制を求める市民連絡会

チラシのダウンロードは→こちら

申込不要
入場無料

……主催……
生活保護問題対策全国会議
……後援……
公正な税制を求める市民連絡会

▶ 連絡先
大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル３号館７階あかり法律事務所
弁護士小久保哲郎
（電話 06-6363-3310）

生活保護問題対策全国会議結成8周年記念集会

“生活保護バッシング”を乗り越えて

つくりだそう、真の福祉国家を！

2012年の「生活保護バッシング」を経て、2013年から今年にかけて、史上最大規模の生活扶助基準引き下げや生活保護法「改正」、住宅扶助基準や冬季加算の削減が相次いでいます。

一方、生活扶助基準の引き下げに対しては、2万件を超える不服申立てがなされ、22道府県で700人を超える原告が裁判に立ち上がるなど、生活保護利用当事者による運動も前代未聞の規模で広がっています。

いわば時代の転換点にある今、日本を真の福祉国家に作り直していくために、私たちは何をすれば良いのでしょうか？

福祉国家として有名なスウェーデン在住の研究者をお招きし、運動経験豊富なパネリストの皆さんと一緒に考えたいと思います。

●日時

7月4日（土）
13：00～（12:30受付開始）

●会場

日司連ホール
日本司法書士会連合会館
地下１階
（東京都新宿区本塩町9番地3）
「四ッ谷」駅徒歩5分

●特別報告

「住宅扶助基準引き下げに現場でどう対抗するか」

…………… 小久保哲郎（弁護士・当会議事務局長）…………

●基調講演

「スウェーデンの福祉に見る普遍主義と社会権～誰でも いつでも どこでも」

…………………… 訓覇法子さん（日本福祉大学教授）…………

【プロフィール：】ストックホルム大学社会福祉学部博士課程修了（Ph.D.）。現在、日本福祉大学福祉経営学部・医療・福祉マネジメント研究科教授。専門は社会政策、比較福祉論。主な日本語著書：『実践としての・科学としての社会福祉：現代比較社会福祉論』『アプローチとしての福祉社会システム論』法律文化社。

●パネルディスカッション

「スウェーデンに何を学び、日本でどう活かすか」

コーディネーター　尾藤廣喜（弁護士・当会議代表幹事）
パネリスト　辻清二さん（全国生活と健康を守る会連合会副会長）
藤井克徳さん（日本障害者協議会（JD）代表）
大塚敏夫さん（労働者福祉中央協議会事務局長）
訓覇法子さん ………………

※この記念集会は、「ソーシャル・ジャスティス基金」の助成により、開催いたします。

［終了］6/19（金）やさしい相続セミナー＆無料相談会を開催します!

終了いたしました。ありがとうございました。

当事務所と税理士法人第一経営川口事務所 共催でやさしい相続セミナー＆無料相談会を開催いたします。

これから相続が発生したときに困らないように、最新事例に精通した弁護士・税理士が分かりやすくお話します。

平成２７年１月に相続税が大きく変わりました。

相続税の納税、申告が必要になる方が大幅に増えます。

円満で円滑な相続を今から準備するため、是非ご参加ください。

当日は会場にて個別相談会も実施致します。

◆講師 埼玉総合法律事務所 弁護士 牧野 丘

□□□□税理士法人第一経営 税理士 小林 誠

◆開催日時：６月１９日（金） １４時～１７時

◆会 場：川口駅前市民ホールフレンディア（キュポ・ラ本館棟ＪＲ川口駅東口徒歩１分）

※セミナーは１５：３０頃終了。その後個別相談の時間となります。

誠に申し訳ございませんが、会場・時間の都合上、

定員制となっており、定員は５０名とさせていただきます。

定員に達しますと、当日の相談にはご対応できない場合があります。

その場合には、別途、日を改めて相談をお受けいたします。

【お申し込み先】

電話：０４８－４３３－８２３４　　　　ＦＡＸ：０４８－４３３－８３２７

（税理士法人第一経営川口事務所 中沢・塚越）

埼玉総合法律事務所、税理士法人第一経営 川口事務所 共催

やさしい相続セミナー&
無料相談会

これから相続が発生したときに困らないように、最新事例に精通した弁護士・税理士が分かりやすくお話します。

平成27年1月に相続税が大きく変わりました。

相続税の納税、申告が必要になる方が大幅に増えます。

円満で円滑な相続を今から準備するため、是非ご参加ください。

当日は会場にて個別相談会も実施いたします。

参加費無料!

講師 埼玉総合法律事務所 弁護士 **牧野　丘**
税理士法人第一経営 税理士 **小林　誠**

◎開催日：6月19日（金）
◎開催時間：14:00～17:00
◎会　　場：川口駅東口キュポラ4F 川口市民ホール
（セミナーは15:30頃終了。その後個別相談の時間となります）
定員は会場の都合上50名とさせていただきます。

予告 9月2日（水）にも同内容で開催!（浦和駅近辺を予定）

※誠に申し訳ございませんが、会場・時間の関係上、定員制となっております。定員に達しますと、当日の相談にはご対応できない場合があります。その場合には、別途、日を改めて相談をお受けいたします。

〈お申込み先〉電話：048-433-8234／Fax：048-433-8327（税理士法人第一経営 川口事務所／中沢・塚越）

FAXでのお申し込みの場合は、下記記入欄に必要事項をご記入の上 FAX 048-433-8327 までお願い致します。

氏　名		参加人数	人
住　所		連絡先電話番号	
個別相談の希望	有り　・　無し		
相談内容をお選び下さい	相続税・生前贈与・遺言・遺産分割・その他（　　　　　　）		

※皆様からご記入いただいた個人情報については、その他の目的には利用いたしません。

http://www.daiichi-keiei.com　第一経営 で 検索
http://saitamasogo.jp　埼玉総合 で 検索

相続セミナーチラシPDF

[終了]5/22(金)労働法制埼玉連絡会第12回総会・学習会（講師：鴨田弁護士）が開催されます

終了いたしました。ありがとうございました。

労働法制埼玉連絡会が開催する「第12回総会」にて、鴨田 譲弁護士が講師を務めますので、ぜひご参加ください。

入場無料です。皆様のご来場をお待ちしております。

◆開催日時：平成２７年5月２２日（金）
開演：１８時３０分～

◆□場□所 :□さいたま共済会館５０４（←クリックすると地図のご案内が出ます）

主催：埼玉労働法制埼玉連絡会（電話：０４８－８３８－０７７１）

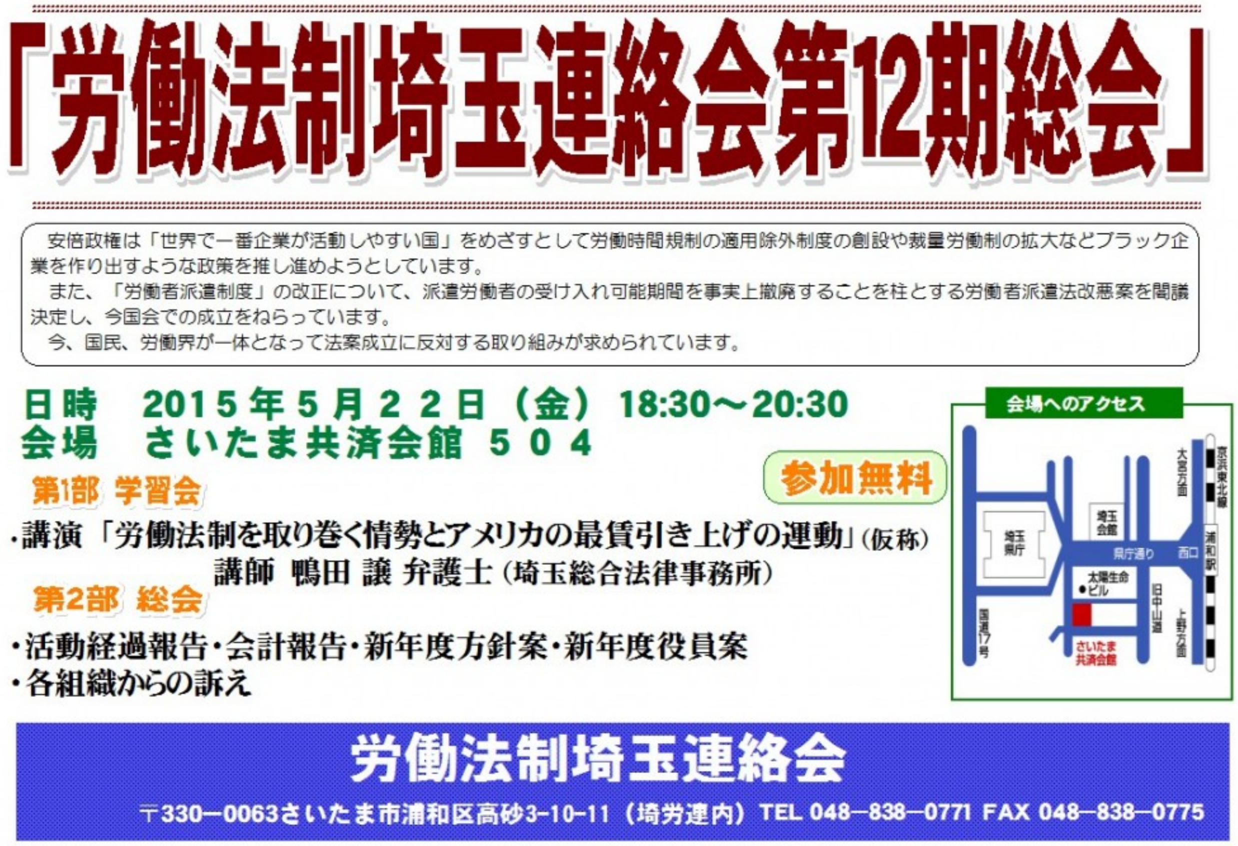
「労働法制埼玉連絡会第12期総会」
安倍政権は「世界で一番企業が活動しやすい国」をめざすとして労働時間規制の適用除外制度の創設や裁量労働制の拡大などブラック企業を作り出すような政策を推し進めようとしています。
また、「労働者派遣制度」の改正について、派遣労働者の受け入れ可能期間を事実上撤廃することを柱とする労働者派遣法改悪案を閣議決定し、今国会での成立をねらっています。
今、国民、労働界が一体となって法案成立に反対する取り組みが求められています。
日時　2015年5月22日（金）18:30～20:30
会場　さいたま共済会館 504
参加無料
第1部 学習会
・講演「労働法制を取り巻く情勢とアメリカの最賃引き上げの運動」(仮称)
講師 鴨田 譲 弁護士（埼玉総合法律事務所）
第2部 総会
・活動経過報告・会計報告・新年度方針案・新年度役員案
・各組織からの訴え
会場へのアクセス
埼玉県庁
埼玉会館
県庁通り
西口
太陽生命ビル
さいたま共済会館
旧中山道
国道17号
大宮方面
上野方面
京浜東北線
浦和駅
労働法制埼玉連絡会
〒330―0063さいたま市浦和区高砂3-10-11（埼労連内）TEL 048―838―0771 FAX 048―838―0775

[illegible]12[illegible](PDF)

[illegible]/[illegible]/[illegible]/[illegible]5.14[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

活の問題に詳しい上西充子・法政大学教授です。

いま話題の「残業代ゼロ法案」についても説明します。見過ごされがちですが、同法案には「裁量労働制拡大」が盛り込まれており、まさにこれらの業界において、さらなる長時間労働を招くことが懸念されています。
ぜひ、お気軽に足をお運びください。

主催：日本労働弁護団ほか

＊チラシのダウンロードは→□こちら

＊この会場では、本ガイダンス後に「残業代ゼロ法案」をテーマにしたシンポジウム「取り戻そう★生活時間と安定雇用□許すな！雇用破壊５．１４アクション」が開催されます（１７時３０分開場、１８時３０分開会）。
「ブラック企業」著者の今野晴貴や、過労死被害者の遺族などの方たちが講演します。よろしければ、そのままご参加ください。詳細は→こちら

「労働組合」だから話せる！
業界リアルガイダンス

5月14日（木）16:15～17:15

※ガイダンス終了後に、ゲストの組合員に参加者が個別に質問できる時間を予定しています。

日比谷野音（大音楽堂）　参加費：無料

東京メトロ丸ノ内線・千代田線「霞ヶ関」、東京メトロ日比谷線・千代田線「日比谷」、都営地下鉄三田線「日比谷」下車　(A10・A14) 出口すぐ

ゲスト：保険・放送・出版・広告業界の労働組合の組合員（予定）

司会：上西充子（法政大学キャリアデザイン学部教授）

主催：日本労働弁護団／過労死弁護団全国連絡会議／ブラック企業対策プロジェクト／派遣労働ネットワーク／かえせ★生活時間プロジェクト
連絡先：０３－３５８０－５３１１（旬報法律事務所）

　このガイダンスは、広告・保険・放送・出版といった人気業界を目指す学生の皆さんを主な対象としています。
　こうした業界特有の厳しさ、労働の実態や注意すべきポイントなどリアルな情報を、業界の裏表を知る労働組合の先輩たちが解説してくれます。司会を務めるのは、ブラック企業や就活の問題に詳しい上西充子・法政大学教授です。
　さらに、いま話題の「残業代ゼロ法案」についても説明します。見過ごされがちですが、同法案には「裁量労働制の拡大」が盛り込まれており、まさにこれらの業界において、さらなる長時間労働を招くことが懸念されています。
　ぜひ、お気軽に足をお運びください。

　この会場では、本ガイダンス後に「残業代ゼロ法案」をテーマにしたシンポジウム「取り戻そう★生活時間と安定雇用　許すな！雇用破壊５・１４アクション」が開催されます（17時30分開場、18時30分開会）。
　『ブラック企業』著者の今野晴貴や、過労死被害者の遺族などの方たちが講演します。よろしければ、そのままご参加ください。

[終了]5/9(土)アスベスト（石綿）被害相談会のお知らせ

終了いたしました。ありがとうございました。

◎国がアスベスト被害の賠償制度を創設しました

「和解手続による賠償金のお支払いについて」という厚生労働省が作成したパンフレットに記載がありますように、平成 26 年 10 月 9 日、大阪泉南アスベスト訴訟において、最高裁判所は、アスベスト（石綿）被害について国の責任を認める判決を下しました。

同パンフは厚労省のＨ．Ｐより確認できます。 → 厚労省ホームページ

その後、国は、石綿被害にあわれた方あるいはそのご家族につき、パンフレットに記載された条件を満たした方に関しては訴訟手続を利用することによって賠償金を支払うという救済制度を創設しました。

この条件が認められた場合、疾病の種類や症状によって次の金額を上限として賠償金が国から支払われます。

症状	じん肺死	共同原因死	管理区分４
賠償上限額	１３００万円	１２００万円	１１５０万円

症状	管理区分２＋合併症	管理区分３＋合併症	管理区分２・合併症なし
賠償上限額	９５０万円	７００万円	５５０万円

そこで、埼玉アスベスト弁護団（埼玉弁護士会所属の弁護士の有志団体）では、石綿被害にあわれた方を対象に相談会を実施しますので、関心のある方はぜひ、ご参加ください。

相談に際しては、①労災認定や②じん肺管理区分決定、に関係する書類、または③「健康管理手帳」（じん肺手帳・石綿手帳）をお持ちの場合には、ご持参をお願いいたします。

【相談会】

日 時 **2015年5月9日(土)** 午後1時～5時

場 所 羽生市民プラザ（羽生市中央3丁目7番5号）2階206号室 → アクセス

参加費 無 料

対象者 (曙ブレーキに限らず）アスベスト被害に遭われた方並びにそのご家族

【連絡先】

埼玉アスベスト弁護団

事務局長 弁護士 竹内 和正 (連絡担当 深井)

〒330-0064　埼玉県さいたま市浦和区岸町７丁目１２番１号

東和ビル４階　埼玉総合法律事務所内

TEL **048-862-0800**　FAX 048-866-0425

相談会の件、国の救済制度の件、労災認定の件、その他何かご不明な点がございましたら、上記連絡先までお問い合わせください。

また、上記日程及び会場以外をご希望の場合につきましても、上記連絡先までご連絡くださいませ。

ぜひ、ご参加ください。

曙ブレーキで働いていたみなさま・ご家族のみなさまへ

国からアスベスト被害の賠償を受けられます

埼玉アスベスト弁護団　団長　南雲　芳夫
曙ブレーキアスベスト被害賠償訴訟原告団　団長　五月女行雄

◎国がアスベスト被害の賠償制度を創設しました

「和解手続による賠償金のお支払いについて」という厚生労働省が作成したパンフレットに記載がありますように、平成 26 年 10 月 9 日、大阪泉南アスベスト訴訟において、最高裁判所は、アスベスト（石綿）被害について国の責任を認める判決を下しました。

その後、国は、石綿被害にあわれた方あるいはそのご家族につき、パンフレットに記載された条件を満たした方に関しては訴訟手続を利用することによって賠償金を支払うという救済制度を創設しました。

この条件が認められた場合、疾病の種類や症状によって次の金額を上限として賠償金が国から支払われます。

【賠償額一覧】

症状	じん肺死	共同原因死	管理区分４
賠償上限額	１３００万円	１２００万円	１１５０万円

症状	管理区分３＋合併症	管理区分２＋合併症	管理区分２・合併症なし
賠償上限額	９５０万円	７００万円	５５０万円

◎曙ブレーキで働いていた方やそのご家族もこの制度の対象です

曙ブレーキにおいても、国が定めた対象期間内に石綿工場で石綿を使用していたことはみなさまご存じのとおりです。これに関し、平成 24 年 11 月、曙ブレーキの石綿工場の元労働者やその遺族の方々合計 14 名が原告となり、石綿による健康被害の損害賠償を求めて曙ブレーキを相手としてさいたま地方裁判所に提訴し、現在も裁判を行っています。

この度、埼玉アスベスト弁護団では、上記の国の救済制度が創設されたことを受け、曙ブレーキで働いていて石綿による健康被害を受けた方やそのご家族について、上記救済制度を利用するために曙ブレーキではなく国を相手として訴訟を

asubesutosoudannkai-PDF

[終了]4/29(水)くらしの最低保障引き下げにNO!集会・無料相談会

終了いたしました。ありがとうございました。

生活保護基準引下げが一昨年８月から始まり、昨年４月、今年４月に引下げが強行されました。
そして７月からは住宅扶助基準の大幅な引下げが始まり、冬季加算の引下げも控えています。
特に、埼玉の場合、住宅扶助費の引き下げ幅が大きい地域が多く、最大で１万円も引下げられる場合もあり、混乱は必至です。
この三重苦は生活保護利用者を追い詰め、孤立を招きいのちさえ脅かされるのではと大変危惧されます。
生活保護基準は、最低賃金や年金、就学援助など多岐の制度に影響し、そうした重要な「暮らしのものさし」の引下げは、私たちの暮らしを確実に脅かしていきます。

今、この国で、この埼玉で起きていることをみつめ、共に考えていきませんか。

◆開催日時：平成２７年4月２９日（水・祝）１４：００～１６：００

１６：００～１８：００、同場所にて無料相談会を行います。
生活扶助基準引下げのこと、住宅扶助基準引下げのこと、審査請求の手続のこと、裁判のこと、なんでも、お気軽にご相談ください。
弁護士などの専門家が、無料で、ご相談をお受けします。
お時間のある方は、ぜひ、ご参加ください!
（無料相談会のみのご参加も、可能です）

◆場所：さいたま共催会館６階（←クリックすると地図のご案内が出ます）

入場無料、事前申込不要ですが、障害による必要な配慮（手話・要約筆記・点字資料・車いす利用など）が必要な方は予めお知らせください。
皆様のご来場をお待ちしております。

主催：生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会（電話：048-815-6978）

後援：埼玉弁護士会埼玉司法書士会埼玉県労働者福祉協議会
日本労働組合総連合会埼玉県連合会埼玉県労働組合連合会

すべての人の暮らしを守っていくために

くらしの最低保障 引き下げにNO!集会

第3弾

・・わたしの居場所を奪わないで！」4・29市民集会・

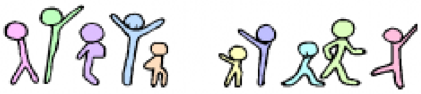

生活保護基準引下げが一昨年８月から始まり，昨年４月，今年４月に引下げが強行されました．そして７月からは住宅扶助基準の大幅な引下げが始まり，冬季加算の引下げも控えています．この三重苦は生活保護利用者を追い詰め，孤立を招きいのちさえ脅かされるのではと大変危惧されます．生活保護基準は，最低賃金や年金，就学援助など多岐の制度に影響し，そうした重要な「暮らしのものさし」の引下げは，私たちの暮らしを確実に脅かしていきます．
今，この国で，この埼玉で起きていることをみつめ，共に考えていきませんか．

とき　2015年 4月29日（水・祝）14:00～16:00

ところ　さいたま共済会館６階（さいたま市浦和区岸町７-５-14）参加費無料

基調講演　「貧困は自己責任？　～貧困の現場から社会を変える～」

講師　稲葉　剛さん（認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事）

生活保護引下げにNO！声を届けよう

◎私たちの声を届けよう
◎生活保護引下げは生活保護受給者だけの問題？
◎埼玉での取り組み

○集会後に相談会を開催します．生活への不安など，どなたでもお気軽にご相談ください
【　主催　】生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会
【　後援　】埼玉弁護士会　埼玉司法書士会　埼玉県労働者福祉協議会
日本労働組合総連合会埼玉県連合会　埼玉県労働組合連合会
【お問合せ】さいたま司法書士事務所（広瀬）　TEL 048-815-6978 ／ FAX 048-815-6977
＊事前のお申し込みは不要ですが，障害による必要な配慮（手話・要約筆記・点字資料・車いす利用など）が必要な方は予めお知らせください．

<集会カンパを募集しています>　振込先　埼玉りそな銀行　桶川支店　普通預金４５９８１１６
生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会　会計　飛鳥井　行寛

hikisagemonndai4-29.PDF

日弁連が残業代ゼロ制度に反対するパンフレットを発行

アメリカでは、残業代ゼロ制度の導入により、長時間労働や低賃金労働が社会問題となり、オバマ大統領が見直しを指示しました。

アメリカで、見直されようとしているものを、なぜ、今、日本が導入しようとするのか。

日弁連発行のパンフレットを読むと、今回、政府が導入しようとしている制度の問題点や、導入によって「誰が得をする？」のかがわかります。

パンフレットを活用し、働く人や家族の生活を守りましょう！

パンフレット（折りたたみ６頁）のダウンロード

カラー版→□こちら

モノクロ版→□こちら

働くあなたや家族の大問題!!

過労死促進 高度プロフェッショナル制度

残業代ゼロ制度

政府は、8時間労働制、残業代など、労働者保護の基本的ルールが適用されない働き方を導入しようとしています。

現在

労働時間規制 上限 1日 8時間 週 40時間 ＋ 休憩・休日の付与 ＋ 残業代 割増賃金

長時間労働を抑制

もし導入されたら

~~労働時間規制 上限 1日 8時間 週 40時間~~ ＋ ~~休憩・休日の付与~~ ＋ ~~残業代 割増賃金~~

長時間労働の歯止めなし

今後、一般労働者へ拡大する可能性が大!

8時間は仕事のために、8時間は眠るために、
そして8時間は働く者の自由のために

働く者の味方 ホワイトくま

JFBA 日本弁護士連合会

[終了]5/21(木)市民のつどい「ほんとうにいいの？集団的自衛権」

終了いたしました。ありがとうございました。

埼玉弁護士会では、イラク支援ボランティア　高遠菜穂子さん、日本国際ボランティアセンター事務局長　長谷部貴俊さん、元内閣房副長官補　柳沢協二さんをお招きして、憲法と人権と考える市民のつどい「ほんとうにいいの？集団的自衛権」を開催します。

入場無料、事前申込不要（但し定員あり）です。皆様のご来場をお待ちしております。

◆開催日時：平成２７年5月２１日（木）
　　　　　　開場：１８時～　開演１８時３０分～

◆場所：埼玉会館小ホール（←クリックすると地図のご案内が出ます）

主催：埼玉弁護士会　(電話：０４８－８６３－５２５５)

共催：日本弁護士連合会、関東弁護士連合会

ほんとうにいいの？ 集団的自衛権

■講演
高遠菜穂子（イラク支援ボランティア）

■パネルディスカッション
高遠菜穂子
長谷部貴俊（日本国際ボランティアセンター事務局長）
柳澤　協二（元内閣官房副長官補）

2015年
5/21（木）

午後6時開場／6時30分開会

埼玉会館小ホール

主催　埼玉弁護士会
さいたま市浦和区高砂4-7-20　電話 048-863-5255

共催　日本弁護士連合会　関東弁護士会連合会

入場無料　事前申込不要（但し定員あり）

あなたが戦地に派遣される時

柳澤　協二
（やなぎさわ きょうじ）

長谷部貴俊
（はせべ たかとし）

高遠菜穂子
（たかとう なほこ）

憲法と人権を考える市民の集い ―――― 埼玉弁護士会

現在、政府は、本閣議決定を踏まえて、自衛隊法、周辺事態法などの安全保障関連法案を取りまとめ、今通常国会に提出しようとしている。しかし、他国防衛のために自衛隊を海外に派遣し、又は国際貢献の名目の下で、自衛隊の活動範囲を限定してきた非戦闘地域の枠を取り除くことなどにより、自衛隊員が武力紛争に巻き込まれ、外国人を殺し、あるいは自衛隊員が殺される危険性が高まることや、日本人もテロ行為の標的となる危険性が高まるなどの重要な問題点について、国民的な議論が尽くされていない。このような国民的議論が尽くされていない状況の下で、政府が違憲無効な本閣議決定に基づき、とりまとめた安全保障関連法案を国会に提出することは許されないことである。また、同様の状況の下で、本閣議決定に基づく安全保障関連法案につき、短期間で拙速な審議を行い、強行採決するようなことがあれば、同様に、立憲主義や国民主権の理念や恒久平和主義を掲げる憲法に違反するものであることから断固反対する。

２０１５年３月

埼玉弁護士会「安全保障関連法案の改定に断固反対する会長声明」より抜粋

柳澤 協二
Yanagisawa Kyouji（やなぎさわ きょうじ）

1946年東京生まれ、1970年東大（法）卒・防衛庁入庁、官房長・防衛研究所長を経て、2004年〜2009年、小泉・安倍・福田・麻生政権の下で内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）
現在・NPO国際地政学研究所理事長、同新外交イニシアティブ理事、「自衛隊を活かす」21世紀の憲法と防衛を考える会代表。
主な著書・『抑止力を問う』（2010年かもがわ出版）、『官邸のイラク戦争』（2011年岩波書店）、『亡国の安保政策・積極的平和主義の罠』（2013年岩波書店）、『自分で考える集団的自衛権・若者と国家』（2013年青灯社）、『亡国の集団的自衛権』（2014年集英社新書）。

長谷部 貴俊
Hasebe Takatoshi（はせべ たかとし）

1973年福島県生まれ。明治大学政治経済学部卒業。East Anglia大学大学院修士課程農村開発専攻（イギリス）。学生時代は日本国内の外国人労働者支援に取り組む。シャンティ国際ボランティア会（1999年〜2005年）を経て、2005年6月より日本国際ボランティアセンター（ＪＶＣ）勤務。アフガニスタン東京担当を経て、2008年1月よりアフガニスタン現地代表を兼任。現地での事業運営と政府への提言活動を行う。2012年よりJVC事務局長。つながっぺ南相馬理事。共著『脱「国際協力」／アフガニスタンにおける民軍連携とNGO』（2011年新評論）、共著『終わりなき戦争に抗う／「テロとの戦い」とNGO』（2014年新評論）等。

高遠 菜穂子
Takatou Nahoko（たかとう なほこ）

1970年、北海道生まれ。イラク支援ボランティア。大学卒業後、会社員を経て地元で飲食店経営に携わる。2000年インドの「マザーテレサの家」、2001年からタイ、カンボジアのエイズホスピスでボランティア活動に専念。2003年5月からイラクでの活動開始。2004年4月にイラク・ファルージャで「自衛隊の撤退」を要求する現地武装勢力に拘束された。解放後、日本国内で「自己責任」バッシングを受ける。現在もイラク人道・医療支援活動を継続中。「イラク戦争の検証を求めるネットワーク」呼びかけ人。著書に『戦争と平和　それでもイラク人を嫌いになれない』（講談社）『破壊と希望のイラク』（金曜日）など、共編訳に『ハロー、僕は生きてるよ。ーイラク最激戦地からログインー』（大月書店）。

JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線「浦和」駅西口徒歩8分
〒330-8518 さいたま市浦和区高砂3-1-4　電話：048-829-2471

5月21日集団的自衛権ちらし（おもて）PDF

5月21日集団的自衛権ちらし（うら）PDF

[終了]4/28(火)戦争許さない□4．28女性のレッドアクション

終了いたしました。ありがとうございました。

４．２８ レッドアクションの呼びかけ

昨年７月１日、安倍政権は、国民の反対を押し切って集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を行い、今年３月１８日、自民・公明の与党が「閣議決定」を具体化する安保法制の「共同文書」に合意したと報じられました。

４月には政府案を作成、５月の国会で、特別委員会を設置して、短期間で強行成立させる構えです。
この間の国会答弁で明らかになったことは、米軍が戦争をはじめれば、「国の存立」を口実にいつでも世界のどこへでも自衛隊を派遣して軍事支援ができるようになるなど重大な内容となっています。

多くの女性たちが安倍政権の暴走に不安と怒りを抱き、「戦争する国ノー」と行動に立ち上がっています。
今年１月１７日、集団的自衛権行使容認・改憲反対をかかげ「女の平和」国会ヒュマンチェーンがおこなわれ、全国各地から７０００人もの女性が参加しました。

それぞれ赤い色を身に着け「人を殺し合うのはイヤ」「子どもたちが戦争に巻き込まれるのは黙っていられない」「安倍政権にレッドカードを」など声をあげました。
この行動は、１９７０年代アイスランドで女性が赤いストッキングをはいて地位向上を求めた運動がモデルです。
埼玉から参加した女性から「埼玉でも女性の行動を」と声が寄せられました。

今年は戦後７０年、女性参政権獲得７０年、日本が国連女性差別撤廃条約を批准して３０年です。
この歴史の節目の年に、２度と戦争への道という過ちを繰り返さないため、女性たちが力をあわせて行動を起こしましょう。

「閣議決定」の撤回を□集団的自衛権行使反対
憲法をまもれ９条をこわすな!

戦争許さない□４．２８女性のレッドアクション

◆開催日時：２０１５年4月２８日（火）１２時００分～

◆集会場所：埼玉県庁東門（←クリックすると地図のご案内が出ます）

◆パレード場所：埼玉県庁　→□浦和駅

◆宣伝場所：浦和駅西口、東口

※赤いものを身につけてご参加ください（赤いTシャツやスカーフなど。赤いハンカチをカバンに結ぶだけでも！）

どなたでも参加できます！男性も大歓迎！飛び入り大歓迎！（プラカードも大歓迎です。団体旗はご遠慮ください）

問合わせ先：ＴＥＬ０４８－８２９－２３０７
（事務局：新日本婦人の会埼玉県本部）

「閣議決定」の撤回を　集団的自衛権行使反対

憲法をまもれ

９条をこわすな！

戦争ゆるさない

女性のレッドアクション

4.28 in さいたま

4月28日(火) 12:00～

集会　@埼玉県庁東門

パレード　埼玉県庁 ▶ 浦和駅

宣伝　@浦和駅西口、東口

赤いものを身につけて
ご参加ください

赤いＴシャツやスカーフなど…
赤いハンカチをカバンに結ぶだけでも！

どなたでも
参加できます
男性も大歓迎！

飛び入り
大歓迎！

プラカードも大歓迎です
＊団体旗はご遠慮ください

女性のレッドアクション
TEL 048-829-2307
（事務局：新日本婦人の会埼玉県本部）

4.28 レッドアクションの呼びかけ

昨年７月１日、安倍政権は、国民の反対を押し切って集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を行い、今年３月 18 日、自民・公明の与党が「閣議決定」を具体化する安保法制の「共同文書」に合意したと報じられました。4 月には政府案を作成、5 月の国会で、特別委員会を設置して、短期間で強行成立させる構えです。この間の国会答弁で明らかになったことは、米軍が戦争をはじめれば、「国の存立」を口実にいつでも世界のどこへでも自衛隊を派遣して軍事支援ができるようになるなど重大な内容となっています。

多くの女性たちが安倍政権の暴走に不安と怒りを抱き、「戦争する国ノー」と行動に立ち上がっています。今年 1 月 17 日、集団的自衛権行使容認・改憲反対をかかげ「女の平和」国会ヒュマンチェーンがおこなわれ、全国各地から 7000 人もの女性が参加しました。それぞれ赤い色を身に着け「人を殺し合うのはイヤ」「子どもたちが戦争に巻き込まれるのは黙っていられない」「安倍政権にレッドカードを」など声をあげました。この行動は、1970 年代アイスランドで女性が赤いストッキングをはいて地位向上を求めた運動がモデルです。埼玉から参加した女性から「埼玉でも女性の行動を」と声が寄せられました。

今年は戦後 70 年、女性参政権獲得 70 年、日本が国連女性差別撤廃条約を批准して 30 年です。この歴史の節目の年に、2 度と戦争への道という過ちを繰り返さないため、女性たちが力をあわせて行動を起こしましょう。

あなたも賛同人になってください！

今回のレッドアクションの主旨に賛同していただける方は、ぜひ賛同人に名前を連ねてください。
賛同者の方は、当日の宣伝で配布するチラシに名前を掲載させていただきます。

ふりがな
お名前　　　　当日は　・参加できます　・参加できません

ふりがな
お名前　　　　当日は　・参加できます　・参加できません

ふりがな
お名前　　　　当日は　・参加できます　・参加できません

4 月 16 日 (木) までに FAX 048-829-2313 へお送りください

カンパのご協力をお願いします

チラシ作製やデモ申請などに経費がかかっています。カンパのご協力をよろしくお願いします。
振込先　ゆうちょ銀行　記号番号 00160 - 2　387165　口座名：戦争を許さない女性アクション

4月28日女性のレッドアクションちらしPDF